

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第12回）議事録

■日時 令和5年2月16日（木）午前10時00分～午前10時59分

■形式 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、玄委員、小林委員、高橋委員、平林委員、水本委員、森川委員、横田委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る総括審議

（仮称）今井土地区画整理事業

⇒ 大気汚染 騒音・振動共通、水循環及び生物・生態系に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

日本電子昭島製作所建物更新計画【2回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第 12 回）
速 記 録

令和 5 年 2 月 16 日（木）
Web によるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第一部会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は御出席いただきありがとうございます。進行を務めますアセスメント担当課長の椿野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 12 名のうち 10 名の出席をいただいております。定足数を満たしております。

これより、令和 4 年度第 12 回第一部会の開催をお願いいたします。なお、本日は、傍聴の申し出がございます。

部会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 皆様おはようございます。それでは、第一部会を始めさせていただきます。会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴人の方、入室いたしました。

○齋藤第一部会長 それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価書案に係る総括審議、「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案に係る質疑及び審議の 2 回目、「その他」となります。

○齋藤第一部会長 それでは、次第 1 の「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、資料 1-1 を御覧ください。

資料 1-1 は、過去 3 回の部会における審議の内容を整理したものととなります。委員からの指摘、質問事項等を、環境影響評価項目ごとに、大気汚染 騒音・振動 共通、騒音・振動、水循環、水循環 生物・生態系 共通、生物・生態系、生物・生態系 史跡・文化財 共通、

その他の順でとりまとめており、合計 15 件、その他が 1 件となりました。

指摘、質問事項等及びそれに対する事業者の説明は取扱い欄に前回の日付として、1 月 26 日（1/26）と記載しております。

それでは、1 月 26 日の欄を中心に要約して内容を御説明いたします。

まず、【大気汚染 騒音・振動 共通】の番号 1 として、騒音と粉じん対策として、散水や仮囲いの計画について質疑が行われました。

事業者からは、北側に福祉施設があるため、配慮のための防音壁を、工事中は仮囲いをつけて騒音と粉じんの防止等に努める。また、散水や早期の転圧、必要以上に裸地が大きくならないようにする対策を十分にやっていく。との回答がありました。

【生物・生態系】の番号 7 として、都民からの意見として出されている 3 つの地点について評価書案の植生図とどう関連づけられるかと質疑が行われました。

事業者からは、都民の御意見は、単体で少し大きな大径木、C 街区にタブノキの年月が経っている物があり、例えばそういうものをシンボルツリー的に残せないかといったことである。と説明がありました。

【生物・生態系】の番号 8 として、緑地が整備された後に、こういった主体が、緑地の管理者として考えられるのか。市民の方々など、育成管理に関わる方々をどう育成のさせ方を盛り込むのか。質疑が行われました。

事業者からは、準備組合が後々は組合となり、造成工事が終わって、一定時期になると組合を解散する。アセスは青梅市と連携して行っており、管理は引き渡す形になる。管理者にしっかり伝えていく。との説明がありました。

【水循環 生物・生態系 共通】の番号 1 として、道路緑化と宅盤の中の緑化について質疑が行われました。

事業者からは、進出企業の建築計画と整合性も出てくるが、計画道路沿いに接しているところの樹木に関しては、既存の樹木を保全して、緑地帯の一部として残すということは可能性としてある。切盛境でも、道路脇で企業の緑地帯に被ってくるところがあれば、何本かは残せる可能性もある。なるべく残すように検討したい。との説明がありました。

【生物・生態系 史跡・文化財 共通】の番号 1、これは事業計画も含めてですが、施工順番と切土と盛土の関係と区画との関係については、自然との関係と史跡・文化財の両方ともリンクする部分があるので丁寧にやっていただきたいとのコメントがありました。

前回の部会で総括審議項目に取り上げるとしたものにつきましては、右側の取扱い欄に、

総括審議事項へと記載してございます。

1 つ目が 3 ページの【大気汚染 騒音・振動 共通】番号 1、2 つ目が 4 ページの【水循環】番号 2、3 つ目が 12 ページの【水循環 生物・生態系 共通】番号 1 と 13 ページの【生物・生態系 史跡・文化財 共通】番号 1、以上の 3 つが総括審議項目となっております。

3 つの総括審議項目について御説明いたします。

1 つ目の【大気汚染 騒音・振動 共通】の番号 1 につきましては、先ほど御説明した内容と同様となります。

2 つ目の【水循環】ですが、水循環の浸透量の変化の程度について、貯留浸透施設の浸透機能や貯留機能などの構造について質疑が行われ、事業者からは、どれぐらいの容量を持っているか、計算値を持っているので、評価書案の該当箇所等に追記するような形をとる。との回答がございました。

3 つ目の【水循環 生物・生態系 共通】番号 1 と【生物・生態系 史跡・文化財 共通】の番号 1 につきましては、先ほど御説明した内容と同様となります。

資料 1-1 の説明は以上になります。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から御説明のありました資料 1-1、前回の質疑応答について、修正等がございましたらお願いしたいと思います。なお、発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

どなたかいかがでしょうか。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 私の担当分野ではないのですが、先ほどの資料の中に事業者の説明というところで、「我々アセス側としても」という文言があったかと思うのですが、こちらの言葉なのですが、今回の事業者さんの事業体が今準備組合で、後々は正式な組合となるというというようにくだりがあったかと思うのですが、「我々アセス側」というのは、その準備組合を指しているのでしょうか。

その辺りが分かりづらくて、その言葉について質問させていただければと思います。

○齋藤第一部会長 具体の箇所がイメージできないのですが。

○水本委員 今映っているところで、8 番のところですか。お願いします。

○齋藤第一部会長 分かりました。事務局から説明をお願いします。

○椿野アセスメント担当課長 事務局から説明いたします。

番号としましては、【生物・生態系】の番号 8 の部分になります。今画面に出ている右下のところですよ。

こちらは、今御質問いただいたとおり、準備組合がアセスの手続きを行っておりますので、そこをアセス側という表現として使っているという理解で間違いございません。

○水本委員 そうしますと、もしかすると、この会議体自体がアセスということもあって分かりづらいのではないかと思いますので、現準備組合ということで、それが管理者というのは括弧で、例えば次の事業者がつくられる組合というようなことを添えると、前後の説明のところで分かりやすいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 御意見はよく分かりますので、後ほどその部分の文言を修正させていただきます。

○水本委員 ありがとうございます。

○齋藤第一部会長 水本委員、そちらでよろしいですね。今追記をしていただくということですよ。

○水本委員 今のところは。ありがとうございます。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょう。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないということですので、総括審議に移りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 それでは資料 1-2 を御覧ください。資料 1-2 は環境影響評価書案について、第 1 として部会の審議経過と、第 2 として審議の結果を記載してございます。

環境影響評価書案の審議結果のまとめにあたって、先ほど総括審議事項を踏まえて環境影響評価項目の担当委員からの御意見があり、指摘する事項としております。

それでは、14 ページから 16 ページを御説明いたします。

資料 1-2

第 1 審議経過

本審議会では、令和 4 年 7 月 22 日に「(仮称) 今井土地地区画整理事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、画面のとおりとなっております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

本計画において仮囲いは計画地西側のみに設置することとしているが、計画地北側には福祉施設が隣接していることから、造成工事に伴う粉じんや建設機械に伴う騒音・振動等について、施設周辺の仮囲いの設置など、より一層の環境保全措置を講ずること。

【水循環】

計画地内の公共用地に降った雨水は、表面流出量分も含めて地下浸透処理を行う計画としていることから、雨水流出抑制施設の貯留量や十分な浸透性を確保する方法等を含めた、具体的な規模や構造を記述すること。

【生物・生態系】

1 本事業では計画地内のほぼ全域が改変され、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、既存樹木等を可能な限り残置するよう検討するとともに、道路植栽帯や流通施設業務用地内の緑化について、周辺地域との緑の連続性にも配慮した緑化計画となるよう検討し、関係者との調整を図ること。

2 工事の施行にあたっては、移動能力のある生物が計画地周辺の同様な環境への逃避、移動するものと予測しているが、工事の施行順序によっては、周辺環境への移動が阻害されるおそれがあるため、移動能力のある生物が周辺地域の好適環境に分散できるよう、工事の施行順序を検討し、生物・生態系に与える影響の低減に努めること。

以上になります。

○齋藤第一部長 とうもありがとうございました。

それでは、審議結果について環境影響評価項目担当委員から補足することがあればお願いしたいと思います。

森川委員からお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○森川委員

この項目については前回質問させていただいて、事業者の方からも北側も配慮していくというお返事をいただいたのですが、きっちり配慮いただけるようにということでお願ひをしていきたいと思っています。

結構広い土地で、風向きによってはかなり粉じんとかも出るとお思いますので、ぜひ御配慮いただければお願ひしております。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、騒音・振動を担当されている高橋委員から、補足等ありましたらお願ひいたします。

○高橋委員 森川委員から今御説明があったとおりで、前回の質疑で質問させている項目を、大気汚染と共通ということでお願ひしているものです。

前回の質疑では、騒音に関してのコメントだけしかなかったのですが、福祉施設が北側にすぐそばに隣接してということで、騒音と振動というのはほとんど一体だろうということで、「騒音・振動等」にさせていただきました。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、水循環を担当されている平林委員にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○平林委員 こちらに記載されているとおりでございまして、雨水流出施設に関しましては図なども示していただきたいのですが、規模や構造について、もう少し記述を改良というか増やしていただいて、しっかりと分かりやすく書いていただくということで上げさせていただきました。よろしくお願ひします。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願ひいたします。

○横田委員 いずれもこれまでの審議の中で重要と考えられた点であります。1 点目は緑化を今後図っていくことが大事かなとお願ひしております。

それから、計画地内は比較的地形的な変化が小さいのですが、面的な開発で最終的には影

響が広く生じますので、2 番目に関しては、影響をできるだけ工事のプロセスで軽減するという事を盛り込んでいただいています。

2 点目に併せて 1 点目を特に充実させて、周辺との関連性、属性にも配慮した緑化計画とあったところを、ぜひお願いしたいなと思っております。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

ただいま担当委員から御説明ございましたが、何か他の委員の方から御意見、御質問等がございますでしょうか。

○横田委員 よろしいですか。

○齋藤第一部長 どうぞ。

○横田委員 自分の専門ではないところで、水循環のところですが、「計画地内の公共用地内に降った雨水は」というところで、公共用地に限ってよろしかったのかというところが少し分からなかったのですが、こちらは何か趣旨がありますか。教えていただきたいと思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

平林委員、補足で回答いただければありがたいと思います。

○平林委員 全体の中で今回の公共用地というか、そこに降ったところから出ないようにするという事で、入れさせていただいたところで、特に強い希望があったわけではないです。

「計画地内に降った雨水に関して」としてということになります。

説明等、担当の東京都から補足がありましたらお願いしたいのですが。

○齋藤第一部長 おそらく、整備された土地そのものは今後の開発計画によるので、そこは今具体的な話ができないということで、まずは公共用地かなと理解したのですが、事務局から補足をお願いしてよろしいでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 部長が今言われたとおりです。

基本的には今回整備する事業が公共用地で、その後進出する企業が来たときには、進出企業はそのエリアを対応するというような位置づけになっていると聞いております。

○齋藤第一部長 おそらく現状において具体的にできるのは公共用のところだけだということで、そこに絞っていただいたのだと思います。

横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○齋藤第一部長 他はいかがでしょう。何かございますでしょうか。

それでは、御意見は特にないということですので、総括審議は終了させていただきまして
ただいま説明させていただきました内容で次回の総会に報告したいと考えております。あり
がとうございました。

○齋藤第一部長 それでは、引き続きまして、次第2の「日本電子昭島製作所建物更新計
画」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席をいただきます。事業者の入室を促してください。

(事業者入室)

○齋藤第一部長 事業者の皆さま方、本日もよろしくお願いいたします。

本事業の審議につきましては、3回審議予定の2回目となります。

事業者の出席は今回までとなりますので、委員の皆さまには、御担当いただいている評価
項目について専門的な見地から十分に議論を深めていただきたいと考えております。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明の
後、事業者の回答内容の再確認を含め、事業者に対する質疑を行いたいと思います。

質疑が終了しましたら事業者は退出いたします。

その後、次回の総括審議に向けて各委員に総括審議事項の候補となる事項を上げていただ
きたいと考えております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、資料2を御覧ください。

資料2は、前回部会における審議の内容を整理したものになります。委員からの指摘、質
問事項等を環境影響評価項目ごとに、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物、温室効果ガス
の順でとりまとめており、合計6件となりました。

指摘、質問事項等及びそれに対する事業者の説明は、取扱い欄に前回の日付として、1月
26日(1/26)と記載しております。

それでは、要約して内容を御説明いたします。

【騒音・振動】の番号1として、工事用車両の走行に伴う騒音の評価について質疑が行わ
れました。

事業者からは、工事用車両の整備点検を徹底、過積載の防止、環境保全のための措置を工
事関係者に周知徹底等が今は考えられるとの回答がありました。

【騒音・振動】の番号2として、新しい建物に使用する室外機やヒートポンプの低周波音

について、12 号館の南側には民家が密集しているため、夜間の影響についての質疑が行われました。

事業者からは、建物の屋上、民家から離れた反対側に機器を設置し、周りには遮音壁になるような腰壁をつくる計画であるとの回答がありました。

【土壌汚染】の番号 1 として、現在使用している薬品の移行の際の廃棄や、特定施設からの排水について、定量的に示せないか等の質疑が行われました。

事業者からは、新たな工場には、多く薬品を使うようなものの移行を考えていない。今後評価書の中で触れるようにしたいとの回答がございました。

【景観】の番号 1 として、12 号館南のスペースについて、緑化面積の拡大や、屋上緑化についての質疑がございました。

事業者からは、12 号館の南側にも緑地を設置する計画はあるが、温室効果ガスの削減として社員の自転車通勤を推奨しており、バランスを取りながら実施していきたいと考えている。との回答がございました。

【廃棄物】の番号 1 として、工場にある製造工程での機械や設備類が新しい工場で使われるのか、廃棄されるのか考え方についての質疑がございました。

事業者からは、設備を流用するものと廃棄するものがあるが、工場はラインのような設備がたくさんあるのではなく、精密機器を手作業で組み立てていく形態の工場である。移設をしないものについては金属のリサイクルを考えているとの回答がございました。

【温室効果ガス】の番号 1 として、予測に使われている温室効果ガスの排出量の算定方法について質疑が行われました。

事業者からは、具体的な建物の中身や設備構成が定まっていない状況で、現時点で詳細な検討は難しい。各種法令の要求もあり、具体的な計画が立った段階で、しっかりと検討していきたいと考えている。評価書では難しいが事後調査の中で示せるのではないかと考えている。との説明がありました。

資料 2 についての説明は以上になります。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

それでは、まず、ただいま御説明をいただきました前回の質疑応答について、修正等がございましたら、委員の方からお願いしたいと思います。なお、発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

なお、事業内容や評価書案に関する質問については、この後の事業者の方との質疑応答の

ときをお願いいたします。

まずは、前回の質疑応答について、何か修正等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですが、この前回の質疑応答につきまして、事業者の方から何か補足等がございますでしょうか。

○事業者 特にございません。記載の内容で承知しております。

○齋藤第一部長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、続いて、事業者の方との質疑応答をさせていただきたいと思います。

御出席されている委員の方から御質問や御意見ををお願いいたします。なお、発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですが、お願いいたします。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 よろしくをお願いいたします。

騒音・振動に関してですが、132 ページに建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果というものがあります。

これは騒音が最大になる地点を予測しているものですが、これを見ると、計画地の西側の端で最大になると。それが 84.6dB ぐらいであるということになっています。

それで、評価の結果が 130 ページの上の表になるのですが、84.6dB が評価結果ですが、ここの評価の基準値というのが 85dB なので、これがギリギリの値になっている。基準値は満足はしているのですが、ギリギリの値になっているということになっています。

それから、今のは騒音の話ですが、振動についても事情がよく似ておりまして、135 ページの図というのが、振動が最大になる地点の予測です。

この最大になる地点が、騒音の場合と同じように、事業区域の一番西の端で 74.5dB。振動の予測結果が 130 ページの下表になるのですが、74.5dB で、振動の場合は評価の基準値というのが 75dB。これも騒音と同じように評価の基準を満足しているがギリギリの値になっている。

それで、もう 1 点追加すると、騒音と振動が最大になる地点が同じ場所なのですが、この近くに病院があります。医療施設の近くで最大の値になって、しかも評価基準ギリギリとなっているので、評価の基準を満足はしているが、なにがしかの対策をしたほうがいいのでは

ないかなと考えています。

その点について事業者の方から何かコメントいただければと思います。よろしくお願いします。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、事業者の方から御回答をお願いいたします。

○事業者 御質問いただきありがとうございます。

騒音また振動に関して基準値ギリギリのレベルであるということについては承知しておりまして、今後施工者が決まる中で、重機の稼働ですとか建設の施工方法について、できるだけこうした数値がさらに低減できるような施工を、施工業者も含めて検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員 ありがとうございます。

それでいいのですが、医療施設が近いということで、一般の地域よりもより一層の配慮をお願いしたいと思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

特にそういう配慮すべき施設があるということで、十分に御配慮をお願いしたいということで、よろしくお願いいたします。高橋委員、ありがとうございました。

それでは、ほかの委員いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

森川委員、お願いいたします。

○森川委員 大気汚染に関しては、工期がばらけていたりとかはそれほど問題ないかなと思っていて、今質問したかったのは別のことで、廃棄物のところで、「伐採樹木」とありまして、結構たくさん切られるのだなと思って拝見しておりました。

一方で緑化計画があって、緑地をこれだけ整備しますよということで書いていただいているのですが、結構この伐採樹木のボリュームがあります。

片や緑化計画のほうは面積ですから、一概に比較はできないと思うのですが、それなりに切ってしまった樹木の分に相当するようなものを、緑化計画の中で新しく植えていったりとか、移設は、ここは「伐採」と書いてあるのではないかと思うのですが、そういう計画になっているのかなということを気になりました。

○齋藤第一部長 事業者の方、御回答お願いできればと思います。

○事業者 はい、どうしても切らなければならない木というのがございまして、そうしたものは伐採していくことになると思いますが、当然それと同等の面積を確保しつつ、さらに法

律で定められた面積を追加していくというような計画になっております。

○森川委員　じゃ、また大きく育つような木を植えていったりするとかいう話にはなっていないわけですね。

○事業者　そうですね。新しい工場の配置で、木も 30 年 40 年またそれ以上生きていくものでございますので、そうした建物の配置を鑑みながら、最適な樹木を選定していきたいと考えております。

○森川委員　ありがとうございます。

○齋藤第一部長　伐採をされる一方でそういった緑化をされるということで、そこでの質と量の変化というものに気をつけていただきたいということかなと思いましたが、ぜひよろしく願いいたします。

他はいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

玄委員、お願いいたします。

○玄委員　今回景観を調査している箇所が、196 ページの 1 番から 6 番になっているのですが、主に見ると、公園とあとはバス停など一定の数、人が訪れてくる場所で、適格だと思っております。

それで、こちらの方で 1 点追加したらどうかと思っていて今手を上げました。

172 ページを見ると、この計画地の南西側に結構こういった住宅地が集まっていると思っています。

そこで、三角になっているところの 15 番が福祉施設になっていて、実際の 170 ページから 15 番を見てみると、子どもの広場となっているのですが、これが結構高さがあるものかどうかちょっと分からなかったんですね。

もし、例えばある程度高さを持っているものであれば、窓から見て見えるのかなと思います。あとは、子どもの施設でもあるので結構多くの方が来るのではないかなと思われるので、15 番ぐらいはちょっと入れたほうがいいかと思っていますが、いかがですか。

○齋藤第一部長　事業者の方、御回答をお願いいたします。

○事業者　はい、御提案いただきましたので、今確認させていただきたいのですが、172 ページに周辺の救急施設だとか福祉施設の配置図があると。この計画地の南西側の 15 番の三角のところからの景観写真を追加したらどうかという御提案ということでしょうか。

○玄委員　はい。

○事業者　この図で御覧いただきますと、15 番のちょうど上側に大きな四角い建物がある

かと思います。

これはフランスベッドさんの工場の建物がございまして、ここから計画地の方を撮影しようとしても、ちょっと見えないような状況かなと考えておりますので、そういったことも含めて、必要であればそういった写真を撮ることもあるのですが。

○玄委員 分かりました。視野が届かないということですね。

○事業者 そうです。手前に大きな建物があつて、その裏側になりますので、おそらく見えないかなと。

今回、冒頭にお話をいただいた196ページに、地点を選定させていただいたものを示させていただいておりまして、考え方としましては、東西に道路が走っておりまして、人が集まるのであろうということで、バス停を選定しまして、それで公園関係、それは遠いのですが選定させていただいております。

例えばナンバー4ですとか、ナンバー6、5は、この辺りの公園から計画地を眺めているのですが、なかなか建物が見えないという状況というのも確認できておりまして、さらに見えないような状況となってしまうかと、私どもは考えているところでございます。

○玄委員 状況は分かりました。

そうですね、今私が気になっていた福祉施設から計画建築物を見てみると、周辺に高い建物があるということで、それが選定の場所から外れてしまったということですね。

分かりました、大丈夫だと思います。ありがとうございます。

○齋藤第一部長 景観のモニタリングの御確認をいただきました。

他はいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

上がっている選定項目が、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、景観、史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガスですが、特には追加で御意見等はないということでよろしいでしょうか。

それでは、他に御発言がないようですので、本日の審議としては終了したいと思います。

事業者の皆さま方御多忙の中お集まりいただきありがとうございます。これにて終了したいと思いますので、事業者の方は御退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○齋藤第一部長 それでは、以上の議論を踏まえまして、次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思います。

委員の皆さまから提案があればお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 先ほど質問させていただいた、騒音と振動の最大出現地点が医療施設の近くになって、規制基準値に近い値になっているという点は、ちょっと配慮が必要かなと思いますので、総括審議に上げていただければと思います。よろしくお願いします。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

その他、本日欠席されている委員から何かコメント等預かっておりますでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 事務局ですが、今回コメントは預かっておりません。

○齋藤第一部長 分かりました。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

騒音・振動に関する1点を高橋委員からいただきました。

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、総括審議に向けてまとめるにあたっては、先ほど御担当の委員よりコメントをいただきました【騒音・振動】の御意見を候補としたいと思います。

審議案件については、部会長と各項目の委員と個別に相談していきたいと考えておりますが、最終的な案につきましては部会長に一任をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の審議、これにて終了したいと思います。

○齋藤第一部長 それでは、最後になります。「その他」ですが、何か委員の皆様から御意見、御質問等はございますでしょうか。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 質問なのですが、最近、今回の2件以外にも、開発の事業者さんというか、それから実際、例えば流通、倉庫で使ったりということで、何か2段階に開発が分かれているということは、その引継ぎ事項として、今回アセスで指摘した事項というのは、次の事業体にしっかり引き継がれていくかということが、このアセスの規定の中ではそもそも想定されていて、その部分は担保されていくのかなというのが、最近気になってきたのですが、そのあたりを事務局の方にお伺いしておきたいなと思いました。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。私もとても気になっていたところですので、事務局から御回答いただけますでしょうか。何かそういう仕組みみたいなものはあるものなのでしょうか。

アセスそのものとしては、今回の土地区画のようなものが、事業が終わってしまって供用開始の事後調査を終わると、特にということだと思のですが。

○椿野アセスメント担当課長 事務局で確認いたしました。

1 つは、事業の中で準備組合から代わるという、先ほどありましたような話になりますが、そういうときには、変更届で引き継ぐような形があります。

もう1つは、その事業が終わった後新しい進出企業が来る場合につきましては、こちらは事業者をお願いするというような形になっています。

このように御回答をさせていただきます。

○齋藤第一部長 という回答ですが、水本委員、何か追加でコメントはありますでしょうか。

○水本委員 現状はこうであるということは非常に理解しました。

ただ、それは、システムとしては何かうまく使ってしまうと、ちょっと悪い結果を招きかねないので、この先少しいろいろこのパターンのことを見守っていく必要がしばらくあるのかなと。その上で、難しい状況になるのであれば、システムエラーということも考えておかなければいけないのかなということを思っています。

いろいろ懸念があるもので、実際、埋蔵文化財などでも、申請してきた企業と実際にその事業を行う事業者が別であったという事例も、私もちょっと経験もあり、それによっていろいろ状況が悪い方に変ってしまったということもありますので、そのあたりの注意が必要かなと思っています。

お調べいただいてありがとうございました。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

この環境影響評価自体は、ここで議論しているそもそもの事業提案があって、それに関するものをアセスとして評価をする。その内容を我々が担保するというか、場合によっては付帯意見を付ける、もしくは修正をしていただくということかなと思っています。

例えば今回の土地区画のように、その後に企業が入ってきて具体化するといったときに、アセスの内容そのものには反映はされないと思うのですが、ここで懸念していた事項については、新たに入ってきた方々に伝わるような仕組みは必要かなと思います。

そういったことが何らかの形で可能かどうかということですね。それが形に残らないようであると、水本委員的に話をすると、“システムエラー”になるという話かなと思うのですが。

答申の付帯事項に、特に今回のように他事業が入ってくるようなものに関しては、付帯事項としてアセスの中で懸念されたことについてしっかり、もしくは評価書案に基づいた対応であるとか、そこをしっかりとやっていただくということが、コメントを付けるようなことが可能かどうかということだと思います。

そこら辺は、事務的にはどういう扱いなのでしょう。

○椿野アセスメント担当課長 事業者に、先ほど言われたようなことをお願いするようなこととかで議事録に残していくことは可能かだと思います。ただ、それを答申に入れるというようなことについては、ちょっとできないのかなというように考えております。

○齋藤第一部長 分かりました。

おそらく多くの委員が同じような思いを持って今回の質疑について考えておられると思いますので、答申の中で付帯事項を付けるのはちょっと事務手続き上難しいだろうということではあるのですが、そういった意味では、当面やっていただくのは、事業者にしっかり伝えていただくことと、議事録にこれを残していただいて、これを公式のものとして残していただくことかなと思います。

一方で、今後のことを考えた場合に、強制力ではないですが、何らかの形で伝えていくような仕組みができないかと思っておりますので、事務局でもお考えをいろいろ考えていただければいいかなと思います。

水本委員、そんな感じでまとめさせていただきましたが、よろしいでしょうか。

○水本委員 ありがとうございます。

○齋藤第一部長 私が勝手にまとめましたが、関連して何か意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら伺いたいと思いますが。

○柳会長 よろしいでしょうか。

○齋藤第一部長 お願いいたします。

○柳会長 ただいまの御質問との関連ですが、一般的な土地地区画整理事業等々、一番環境負荷の高い製造業等の事業者を想定してアセスをやっているということなんですね。

ですから、もしそれ以上の負荷を与えるような事業が来た場合は、そのときは変更届を出していただいて、そこでまた評価の対象にしていくかですね。変更届についての意見を、審

議会で述べるということになると思います。

一般的には、今申し上げたように、この答申の内容が、そこに参入される事業者に直接課せられている責務であるということで、それを遵守していただくというのが、一般的な手続きで、「審議会でこのような答申を出しましたので、それを遵守してください」ということに、基本的にはなっていくということだと思います。

私からのコメントは以上です。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

そういった意味では、今回の事業に関しましては、それを引き継いでいくというか、そこに入っていく企業も同じような責務を負うのではないかなという御意見と思ったのですが、そういった理解でよろしいでしょうか。

事務局としては、指導していただけたと思うのですが。会長の意見は私なりにはそういうように理解したのですが、事務局としてはそういう理解でよろしいですか。

○椿野アセスメント担当課長 事務局としてもそういう理解でございます。

評価書案だけではなく、アセスにつきましては、事後調査報告書とかもありますので、そのあたりでしっかりフォローできればと思います。

○齋藤第一部会長 分かりました。ありがとうございます。

横田委員、お願いいたします。

○横田委員 貴重な機会なので少しコメントさせていただきたいと思います。

アセスの後の開発許可の段階で、多分都市整備ですとか、そういうところに議論のフィールドが移ると思うのですが、先ほどの公共用地というところで、配慮が必要ということであれば、やはり公共整備のほうに、そのリクエストをアセス課と開発監督課が連携していただくことが、とても大事なことはないかなと思っております。

もちろん、内部のお話かと思うのですが、アセスでどういう配慮を求められたかということとを、開発許可のところにもちゃんと伝えていただけるようにして、そちらの条例でちゃんと見ていただけるような引継ぎを、ぜひ願ったらいいのかなと思いました。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

現在、事務局側というか、こういった案件は他にもあったかと思うのですが、内部での調整が必要なものは、今までは事業者を通じてやっていたのか、内部的な調整をしっかりとされているのかという、そこら辺の話かというので。御回答お願いできればと思います。

○椿野アセスメント担当課長 条例の 60 条に規定しておりまして、評価書等の写しを許認

可権者に送付すると、そういうふうにならなっておりますので、内容については十分評価書等で出た内容を伝えております。

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

横田委員、よろしいでしょうか。

○横田委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 他はいかがでしょう。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見はないようですので、その他に関しましてもこれにて閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして第一部会を終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退室ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午前 10 時 59 分閉会)